

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）24条3項の規定に基づく保護開始決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、平成29年8月14日付けで行った法24条3項の規定に基づく保護開始決定処分のうち、住宅扶助（同年8月分）を支給しないことを決定した部分の取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由により、本件処分は違法又は不当であると主張する。

請求人は、本件申請前に知人宅に居住していたが、本件申請前に7月分の家賃分として知人に支払った額を、請求人の本件申請後の所得として認定して、本件処分のうち住宅扶助（8月分）を不支給としたことは不当である。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成30年2月22日	諮問
平成30年4月26日	審議（第20回第3部会）
平成30年5月25日	審議（第21回第3部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 法4条1項は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」とし、法8条1項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準（昭和38年4月1日付厚生省告示第158号。以下「保護基準」という。）により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と規定している。

(2) 法11条1項3号は、保護の種類として「住宅扶助」を掲げ、法14条1号は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、住宅扶助を行うこととともに、住宅扶助の範囲に「住居」を規定している。

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。この通知は地方

自治法第245条の9第1項及び第3項の規定による処理基準である。)第7・4・(1)・アによれば、住宅費については保護基準別表第3の1の家賃、間代、地代等は、居住する住居が借家又は借間であって家賃、間代等を必要とする場合等に認定することと規定している。

- 2 これを本件についてみると、請求人は、平成29年8月1日の本件申請時に担当職員に対して「現居の家賃を支払い、所持金が減ってしまった」と述べていること、さらに同月3日の担当職員の調査時に「〇〇さんに対して、同年7月中に本件アパートの家賃67,000円を振り込んだこと」を述べていることから、請求人が本件申請前に、少なくとも〇〇さんに本件アパートに係る平成29年8月分以降の家賃として67,000円を支払っていると認めることが相当である。

そうすると、処分庁が、上記1の法令等に基づき、請求人が本件アパートに係る平成29年8月分の家賃を必要とする場合に該当しないと判断した上で、本件処分において住宅扶助(同年8月分)を支給しないと決定した部分に違法又は不当な点は認められない。

- 3 請求人は、上記(第3)のとおり主張する。

しかし、処分庁は、請求人の所持金(現金)等を収入額と認定した上で本件処分を行ったものであり、請求人が〇〇さんに支払った家賃相当額を収入額と認定した事実は認められず、また、平成29年8月分の住宅扶助の点では、請求人に要保護性を認めることができない以上、請求人の主張をもって、本件処分のうち住宅扶助(平成29年8月分)を支給しないことを決定した部分を取り消すことはできないものといわざるを得ない。

- 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

外山秀行、渡井理佳子、羽根一成